

【選定審査講評】

指定管理者制度は、公の施設の管理運営について民間事業者も施設管理者の対象としており、公の施設のサービスの向上、民間活力の導入、効率的な管理運営による経費の縮減等を目的としています。

九重"夢"大吊橋物産直売所は、町の地域活性化の場として設置されたもので、設置当初の平成 18 年度より指定管理者制度が導入されました。

今回、指定管理期間が令和 9 年 3 月 31 日をもって満了する同施設について、令和 9 年 4 月 1 日以降の指定管理候補者の公募を実施しました。

公募の結果、現行指定管理者の 1 者より応募があったことから、選定審査を実施しました。

提案内容については、これまでの指定管理実績等を踏まえ、より具体的で実行性のある管理運営計画、経営者として堅実な収支計画等、総合的に優れた内容であり、今後の物産直売所管理運営への意気込みが感じられるものでした。

審査基準に基づき審議を行った結果、同者を指定管理候補者として選定しました。

最後になりましたが、指定管理候補者の選定に当たり、多大なご尽力を頂きました提案者に厚くお礼申し上げますとともに、今後とも各指定管理施設が適正に管理運営され、本町住民福祉の向上、産業振興等に寄与することを祈念して講評の結びとさせていただきます。

令和 8 年 7 月 23 日

九重町指定管理者選定委員会
委員長 武 石 啓 治